就業規則(役員取扱細則)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、就業規則のうち役員に適用される事項について定めることを目的と する。
- 2. この規程における役員は、理事長、学校法人三幸学園寄附行為第8条第1項乃至同条 第2項に規定する理事ならびに寄付行為第9条に規定する監事のうち常勤する者を 言う。

(規程運用の原則)

第2条 この規程において定められない事項については、統括部門長に適用される就業規 則に従うものとする。

第2章 理事細則

(報酬等の支給)

- 第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、役員退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(役員報酬)

- 第4条 常勤の役員の報酬総額(年額、賞与を含み、マイプランボーナス(退職金前払制度)を除く)の上限額は、別表に定める額とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、報酬委員会において決定する。
- 2. 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。
- 3. 報酬の支払いは月割とし、報酬の一部を賞与として支払うことが出来る。
- 4. 月の途中において就任および退任があったときは、その月の月割額、その事実が発生 した日を基準とし、日割り計算により計算された額とする。
- 5. 報酬の支出は、法人本部とする。

(役員退職金)

- 第5条 役員退職金は、教職員給規程に規定するマイプランボーナス(退職金前払制度) を準用する。
- 2. 役員退職金の適用期限は以下の通りとする。
- (1) 理事長 最長、満65歳をむかえた年度末まで
- (2) 常務理事 最長、満63歳をむかえた年度末まで

- (3) 理事・監事 最長、満60歳をむかえた年度末まで
- 2. 支給率は一律16%とする。
- 3. 退職給与引当金として積立てた退職金がある場合は、退職時に支払う。

(旅費)

第6条 出張旅費の区分については以下の通りとする。

(1) 日当

	日帰り出張	宿泊出張
理事長	3,000 円	10,000 円
理事・監事	3,000 円	7,000 円

(2) 宿泊料

	一般宿泊 (上限)
理事長	20,000 円
理事・監事	15,000 円

2. 必要に応じ新幹線グリーン車及び航空機JALクラスJを利用することができる。

(その他)

第7条 マイライフサポート規程については、制度対象外とする。

2. その他、定めのない事項は、教職員就業規則の統括部門長に準ずるものとする。

附則

- 1. この規程の改廃は、理事長が行う。
- 2. この規程は、平成30年5月1日より実施する。
- 3. この規程は、令和2年4月1日より実施する。

役員報酬算定規程

1. 予算の範囲

- (1) 事業収支差額の10%の範囲とする。
- (2) ただし、同差額が著しく低下した場合は、業績等を勘案し、報酬委員会において個別に定めることができる。

2. 役員報酬

(1) 常勤の役員報酬

常勤の役員報酬の上限額は以下の通りとし、業績、勤務実施に応じて報酬委員会において決定する。

役職名	報酬の上限額
理事長	50,000,000円
理事	40,000,000円
監事	10,000,000円

(注) 理事には役職理事(常務理事など)を含むものとする。

(2) 非常勤の役員報酬

非常勤の役員報酬は以下の通りとする。

① 理事

日額の上限額 15,000円

② 監事

月額の上限額 20,000円

以上